

吹田市地域医療推進懇談会設置要領

(目的)

第1条 今後一層の進展が見込まれる高齢化に対し、大幅に増大する在宅医療等の医療需要に見合った供給体制の整備等をはじめとして、地域の実情に応じた地域医療の推進について、医療提供者等から必要な意見を得ることを目的に、吹田市地域医療推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見等を得る事項)

第2条 懇談会において意見等を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療推進の環境づくりに関する事項
- (2) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師（薬局）の定着促進に関する事項
- (3) その他、地域医療の推進に関する事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員11人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 医療関係者 10人以内
- (2) 学識経験者 1人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の任期は、前の委員の任期の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(臨時委員)

第4条 特別の事項について意見又は助言を得る必要があると市長が認めるときは、懇談会に臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、市長が選任し、当該特別の事項に関する意見聴取等が終了したときに解任するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、市長が招集する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、懇談会への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 懇談会は、必要に応じ、所管事項に関する特定の事項について、実務的な観点からの協議を行うため、部会を設置することができる。

2 部会は、所管事項に関する特定の事項にかかわる機関等から選任した委員で構成する。

3 部会の運営については、第5条及び第6条の規定の例による。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、健康医療部保健医療総務室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要領は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。